

別表十三（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第64条から第65条まで《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の70から第68条の72まで《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 措置法第64条の2第2項の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額29」には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。